

## 「接種痕意見書」作成のお願い

全国B型肝炎訴訟弁護団

この書類はB型肝炎訴訟に提出予定のものです。

ご多忙中おそれいますが、作成にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 1 意見書について

患者が持参した意見書書式は、B型肝炎訴訟のために、国（厚労省健康局結核感染症課長）が日本医師会と協議のうえ作成した様式のものであります。

患者について、予防接種（種痘、BCG）の接種痕が認められる場合、接種痕のある部位に×印を記入願います。

参考 「接種痕について」（厚労省健康局結核感染症課作成のもの）

### 2 作成費用について

書類の作成費用につきましては、当弁護団としては特に金額を設定はしておりませんので、別途、患者さんと協議の上、患者さんに請求してください。

今回の書類を作成いただいたとしても、この書類を巡って、先生方に裁判所の法廷において証言いただく等の負担をお掛けすることは考えておりません。

お手数をかけますが、よろしくご協力下さいますようお願い申し上げます。

(参考様式)

## 接種痕意見書

以下の者について、種痘又はBCGの接種痕を認めたことを報告する。

報告年月日 平成 年 月 日

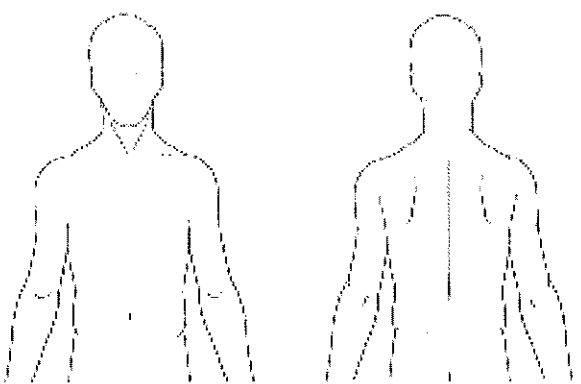
医師の氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(署名又は記名の上、押印のこと)

病院・診療所の名称 \_\_\_\_\_

上記病院・診療所の所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

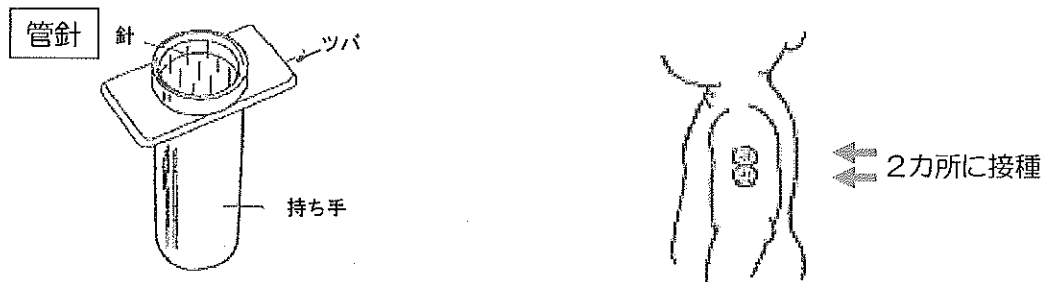
1 患者氏名	2 性別	3 生年月日
	男・女	年 月 日
4 患者住所		
電話 ( ) _____		
5 接種痕のある部位に×印を記入願います	6 備考	
		

## 接種痕について

- 「接種痕」とは、BCGの予防接種と種痘の後に残った傷跡（癍痕）のことを指します。
- 接種痕の見え方には個人差があります。
- 接種痕は上腕（肩から肘まで）の外側に見られます。

**BCG（経皮法）**・・・昭和42年（1967年）3月の省令改正により同年4月から実施（実態として、自治体によって導入の時期が異なっている可能性があります。）

- 経皮法のBCGは、管針法（いわゆる「はんこ注射」「スタンプ注射」）とも呼ばれ、特徴的な接種痕を認めます。
- 接種に用いる管針には、9つの針が3×3に等間隔で固定されており、1回の予防接種につき2カ所に管針を押すので、針痕は合計18個残ることになります。（複数回受けた場合には、その分だけ針痕の数は多くなります。）



- 針痕は消退して見えにくくなっている場合があります。

**BCG（皮内法）**・・・昭和42年（1967年）3月まで（経皮法が普及するまで）

- 注射器で上腕部の皮内に注射して接種する方法であり、経皮法が普及するまではこの方法により行われています。

**種痘**・・・昭和51年以降接種は差し控えられ、昭和55年（1980年）に廃止

- 種痘には、乱刺法（上腕部に痘苗を塗った後、乱刺針で直径3～5mmまでの円内を強く押すように乱刺する方法）と、切皮法（上腕部に痘苗を塗った後、種痘針（メス）で長さ5mmの十字に切皮して、痘苗をすり込む方法）があります。
- 皮内法のBCGと種痘は接種痕の形状が似ており、両者の判別は困難です。
- 一つの大きさは大体5～20mm程度です。
- 周囲の皮膚に比べて色が白っぽかったり、表面にひきつりや凸凹がみられたりします。
- 同じ部位に複数個を認めることがあります。
- 接種痕としてケロイドを認める場合があります。

健感発0701第1号  
平成23年7月1日

社団法人日本医師会  
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### B型肝炎訴訟における接種痕の確認について

いわゆる「B型肝炎集団訴訟」については、集団予防接種等（予防接種及びツベルクリン反応検査）の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染したとする者等が国家賠償を求めている事案であり、昨年5月以降、札幌地裁及び福岡地裁において和解協議が行われていたところですが、

本件訴訟においては、過去の一定の期間における集団予防接種等を受けたことの証明方法が論点の一つとなっており、原告に対して母子健康手帳又は接種記録が確認できる予防接種台帳の提出を求めているところですが、今般、6月28日に国と原告との間で成立した「基本合意書」において、上記の資料が提出できない場合に、「種痘又はBCGの接種痕が残っていることを確認した医師の意見書」を求めるところとされました。

今般、接種痕を確認した医師の意見書について別添のとおり参考様式を作成いたしましたので、本件訴訟の和解手続きが迅速かつ適切になされるよう、貴会におかれましては、医療機関が当該参考様式を活用し、対象となる原告に手交することができるよう貴会所属医療機関に対して周知いただきますようお願いいたします。

#### <添付書類>

参考様式	接種痕意見書（様式）
参考1	接種痕について
参考2	基本合意書（抄）